

# 農場協会の支部大会のあり方

全高農理事会決定（昭和 47 年 12 月 8 日）

## 基本方針

1. 農場協会の基本方針は、自主独立の主体性を確立した組織である。この主体性は、国家における主権と同様、他の何者からも侵害されないものである。このことは、協会の 70 年の歴史がこれを物語っている。
2. 農場協会は、農業に関する全学科・全科目にわたる全・定すべての教育職員を会員として包含している団体である。
3. 農場協会支部は、会則第 19 条に基づいて、本部の指導の下に結成されたものである。全国大会の後、各支部で行う支部大会は、本部方針に則して実施するものである。（農場協会 30 年史第 216 頁）

## 具体的方針

1. 支部大会の具体的名称（題名又はタイトル）、開会式、総会、閉会式の形式は一定しその他の部分は、会場県と支部で協議の上計画立案し、本部の了解の上、全国理事会に報告して実施する。

2. 支部大会の名称（題名又はタイトル）

「令和 5 年度第〇〇回全国高等学校農場協会〇〇支部大会」

[説明]

昭和 40 年代後半から全国的に管理職も会員となり、全会員が一体となって農業教育の振興に尽力するようになった。よって支部大会も、全国大会に準じて、一本化した名称とすることとなった。

3. 支部大会の主催者

主催者は、開催する各支部農場協会である。従って支部大会の計画書の主催欄には、それに加えて全国高等学校農場協会並びに開催県農場協会の三者の連記となる。また講演事業や感謝状贈呈等の褒賞事業を支援する公益財団法人全国学校農場協会は共催者であり、その他県教委や校長会農業部会等は後援者として扱う。

注) 農業教育研究会は、今日公式名称は、〇〇県高等学校教育研究会農業部会である。したがって、農業教育研究会の名称は使用しないこと。（文部省の研究団体名簿によること。）

本文 昭和 47 年 12 月 8 日 第 57 号…顧問、参与、支部長、全国理事宛発送  
昭和 56 年 6 月 18 日 第 12 号…支部長、全国理事宛発送